

貸切バスの運賃・料金の更なる見直しについて、国土交通省から周知の依頼がありましたので、お知らせします。併せて、教育現場で利用される貸切バスの安全確保のため、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」についても、再度周知します。

事務連絡  
令和6年3月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公立高等専門学校担当課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

#### 貸切バスの運賃・料金の更なる見直しに係る周知について（依頼）

標記については、国土交通省より、別添のとおり周知の依頼がありましたので、お知らせします。貸切バスの運賃・料金については、深刻な運転者不足の解消や更なる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするため、昨年8月に運賃水準の見直しを行ったところですが、今般、より適切な運賃設定を可能とするため、貸切バスの車種区分等の見直しを行ったことに伴い、本年4月1日より、順次新たな運賃が適用されます。

なお、新たな運賃・料金の適用前までに運送の引受を合意している場合については、契約の締結が適用日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができることとするほか、昨年8月に運賃水準の見直しを行ってから短期間での見直しとなることによる利用者への影響を踏まえ、貸切バス事業者の判断において、新たな運賃・料金の届出を行うまでの間は、引き続き従来の運賃・料金を適用できるようにする経過措置を設けることとしております。

また、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用のガイドライン」についても、改めて周知の依頼がありましたので、併せてお知らせします。

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、国立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれ周知していただくようお願いいたします。

（参考）輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

#### 【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111（内線 2695）  
E-mail：[anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

事務連絡  
令和6年3月27日

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

国土交通省物流・自動車局旅客課

貸切バスの運賃・料金の更なる見直しに係る周知について（依頼）

貸切バスの運賃・料金については、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるようにするため、昨年8月に運賃水準の見直しを行ったところですが、今般、より適切な運賃設定を可能とするため、貸切バスの車種区分等の見直しを行ったことに伴い、本年4月1日より、順次新たな運賃・料金が適用されます。

今回の運賃・料金の見直しは、貸切バスを利用する教育現場の利便性向上にも資するものであることから、本見直しについてご理解いただくとともに、全国の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に対して周知をお願いいたします。

なお、新たな運賃・料金の適用前までに運送の引受を合意している場合については、契約の締結が適用日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができることとするほか、昨年8月に運賃水準の見直しを行ってから短期間での見直しとなることによる利用者への影響を踏まえ、貸切バス事業者の判断において、新たな運賃・料金の届出を行うまでの間は、引き続き従来運賃・料金を適用できるようにする経過措置を設けることとしております。

また、本周知と併せまして、価格面だけでなく、安全面に留意して貸切バスを選定いただけるよう作成した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」につきましても、改めて周知いただきますようお願いいたします。

ご不明点等ございましたら、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」については、以下の URL よりご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

## 貸切バス事業における運賃・料金制度の見直しについて

### 1. 車種区分の見直し 施行日：令和6年3月1日（各運輸局において公示）

「同じ車種区分の中においても、車両価格に乖離があり、車両コストに見合った運賃設定ができない車両が存在する」との声があったことから、貸切バス事業に使用されている車両のラインナップを調査のうえ、現状に合った車種区分に見直す。

なお、昨年8月に運賃の見直しを実施してから短期間での見直しとなり利用者への影響が大きいことを踏まえ、次回の運賃見直しまでの間（R7年度10月目途）において、貸切バス事業者の判断により、従前の車種区分の適用も認めることとする（詳細は別紙参照）。

#### 【現在の車種区分】

大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車：大型車、小型車以外のもの

小型車：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

#### 【新たな車種区分】

大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車：大型車、小型車、通勤用車以外のもの

小型車：車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

通勤用車：車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下（※新設）

#### 【適用スケジュール】

①新たな車種区分：令和6年4月1日より適用開始

②旧車種区分：令和7年10月（目途）まで適用可能（※）

- ※ 4月1日以降に新規で参入する貸切バス事業者も適用対象。  
新たな車種区分の届出を行った場合は、以降、旧車種区分の適用は認めないものとする。

**2. 回送運賃の収受方法の見直し 施行日：令和6年4月1日（告示改正）**

回送運行（営業所から利用者の乗車地点まで及び利用者の降車地点から営業所までの、利用者が乗車していない区間の運行をいう。）について、現在の標準運送約款では、当日の道路渋滞などにより運賃・料金額に変更が生じた場合には、速やかに精算を行うものとし、運賃・料金の追徴等の措置を講じることとなっている。しかし、このような場合において、貸切バス事業者と利用者の間で、変更後の金額の妥当性についての合意形成を図ることは困難であることから、貸切バス事業者が利用者に対して精算を行わない旨を標準運送約款に明記する。

（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和六十二年運輸省告示第四十九号））

改正後	改正前
<p>（運賃及び料金の精算）</p> <p>第十九条 当社は、運行行程の変更その他の事由（<u>回送区間における当日の道路状況その他の当該区間における事由を除く。</u>）により運賃又は料金に変更が生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃又は料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（運賃及び料金の精算）</p> <p>第十九条 当社は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。</p> <p>2～3 （略）</p>

以上



# 新公示運賃額(車種区分見直し後)

(※1) 令和5年8月に実施の公示運賃(公示方法等見直し後)

(※2) 車種区分見直し後の運賃(R6.4.1~)

距離：1kmあたり単価  
時間：1時間あたり単価

	北海道				東北				関東				北陸信越				中部			
	旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間
大型	120	4,250	140	5,570	140	5,160	170	6,530	120	5,310	160	6,580	120	5,090	150	6,440	110	5,310	140	6,820
中型	100	3,580	120	4,700	120	4,360	150	5,520	100	4,490	140	5,560	100	4,300	130	5,430	90	4,480	120	5,760
小型	90	3,080	100	4,030	100	3,740	130	4,740	80	3,850	120	4,770	90	3,690	110	4,670	80	3,850	100	4,940
小型(※2)	-	-	100	4,110	-	-	130	4,830	-	-	120	4,870	-	-	110	4,760	-	-	100	5,040
コミュニティ(※2)	-	-	90	3,660	-	-	110	4,300	-	-	110	4,330	-	-	100	4,240	-	-	90	4,490

	近畿				中国				四国				九州				沖縄			
	旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)		旧下限額		新下限額(※1)	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間
大型	120	5,990	160	7,390	150	5,010	190	6,320	100	5,050	140	6,380	100	4,790	140	6,330	170	4,060	200	5,230
中型	100	5,060	130	6,240	130	4,230	160	5,330	90	4,260	120	5,380	90	4,040	120	5,350	150	3,430	170	4,420
小型	90	4,340	110	5,360	110	3,630	140	4,580	70	3,660	100	4,620	80	3,470	100	4,590	120	2,950	140	3,790
小型(※2)	-	-	110	5,460	-	-	140	4,670	-	-	100	4,720	-	-	110	4,690	-	-	150	3,870
コミュニティ(※2)	-	-	100	4,860	-	-	120	4,160	-	-	90	4,200	-	-	90	4,170	-	-	130	3,440

### <車種区分の定義>

大型……………車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型……………大型車、小型車、コミュニティ車以外のもの

小型……………全長6m以上8m以下かつ旅客席数33名以下(旧基準：「車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下」)

コミュニティ……………車両長6m未満かつ旅客席数14人以下の車両